

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月24日(木) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (10人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(4人)	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第10号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第7号 利用権による使用貸借契約の合意解約通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成30年度5月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、2番 山本光雄委員、3番 日下正人委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第9号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案9件でございます。議案第9号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成30年5月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が8件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、9,481㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]さんで利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]34番1、現況 畑、1,485㎡、[]36番1、現況 田、306㎡、[]55番、現況田、717㎡で、利用目的は、しそ、水稻です。始期は平成30年6月1日から終期は平成35年5月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、整理番号1につきましては、前回の総会で保留となった案件です。保留の理由としましては、利用権の設定を受けている[]さんが[]さんに借賃を支払っていないこと、および管理の状況も良好ではないとの指摘があり、今回の再設定も借賃の支払いをしないならば、賃借権ではなく、使用貸借権に変更し、契約期間も2年間に変更したほうがよいのではないかと指摘がありました。

前回の総会後に■■■■さんに■■■■委員と事務局の方でお会いして指摘のあった事項について質問状をお渡しし、回答を依頼しました。文書での回答はまだいただけていませんが、その場で確認しました内容につきましては、前回契約分の借賃の支払いは行い、今回の再設定につきましては賃借権から使用貸借権での契約に変更。契約期間についてはそのままの5年間で契約を行うとの意向でした。その後、■■■■さんの娘さんの■■■■さんに確認をとりましたところ、残りの債権の支払を受けたこと、そのおりに先程の■■■■さんに確認した内容での契約に合意の旨を確認いたしました。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8 番 この件につきましては、前回でも支払を何年分も行っていないということで保留になった案件でして、私と事務局の山本さん、瀧倉さんと意向確認に出向きまして、先々週に支払があったと言うことです。契約期間については3年くらいともいっていたのが5年になっていますが、支払もちゃんとありましたし、まあ問題ないだろうと思っております。前は借地料2万だったけれど今回は無償ということになっております。

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2についてですが、農業委員自身に関する事項が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員はこの議案に関与することができませんので、退室をお願いいたします。
(■■■■委員 退室)

整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■9番、現況・田、892㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米34kgであり、1筆で米30kgになります。始期は平成30年6月1日から終期は平成35年5月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、整理番号2におきましても前回の保留となった案件となっております。保留の理由としましては、10年の契約期間について利用権の設定を受けている■■■■さん年齢も鑑み5年に変更したほうがよいのではないかと指摘があったためです。

議 長 それでは、質疑には入ります。補足説明がありましたらお願いします。

11番 前回問題になった契約期間について、10年から5年に変更されておりますので今回は特に問題ないかと思われま

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。
(委員 入室)

事務局 続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。
整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、 さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、
 さんです。土地の所在地については、 番、現況 田、682㎡、利用目的は水稻です。借賃については、1
0aあたり米87kgで、一筆あたり米60kgとなっております。始期
は平成30年6月1日から終期は平成33年5月31日の3年契約です。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8 番 前回に引き続きの契約で、小作料が87kgという少し高い気もするが、
菜の花、苺、米の三作をしている事を考えるとこのようなものだとも思いま
す。

議 長 場所はどのあたりになるのですか。

8 番 の農村公園の隣、うちの畑の隣になります。きれいに管理もされてい
ます。

14番 さんというのは年齢はいくつくらいになるのですか。

8 番 はちじゅういくらかになると思います。お元気で一生懸命農業されている
方です。私の考えでは問題ないかと思うのですが。

議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の
設定等をする者の住所、氏名は、 さんで、利用
権の設定等を受ける者の住所、氏名は、 さん
です。土地の所在地については、 102、現況 田、922㎡で、利
用目的は水稻です。借賃については、10aあたり7,593円、1筆当
たり7,000円です。始期は平成30年6月1日から終期は平成33年5月
31日の3年契約です。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、私の方から説明いたします。場所
は資料4ページになります。 の集会所のすぐ東側の2枚目です。 さ

んは■■■■のほうにお住まいの方で、農業はされていないようです。

借り手の■■■■さんについては、元農業委員をずっとされていた方で、この近くに広い3反に近い農地があってそこと合わせて一緒に出来るということで、再設定ということでもよろしくお願ひします。

議 長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■48番、現況 田、638㎡、■■■■95番、現況 田、685㎡利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり20,000円です。始期は平成30年6月1日から終期は平成31年5月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2 番 場所は資料4ページの中辺橋を渡って、西の方に入って6畝くらいの田んぼがあるのですがそちらになります。耕作される■■■■さんはいろんな所で稲作をしておられまして、本業は苺をされている農家さんですがその合間に米も資料にありますとおり約1町分、実際はそれ以上にされているのではないかと思います、きれいに管理されている方で、再設定ということもありませんら問題はないかと思われしますのでよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議 長 期間が1年なのは高齢のためですか。

2 番 はっきり確認はしておりませんが、高齢の方なのでそういうことだと思います。

13番 私のひとつ上くらいですね。

議 長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さん、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。

土地の所在地については、■■■■16番、現況 畑、474㎡で、利用目的はししとう、オクラ、菜の花です。始期は平成30年6月1日から終期は平成31年5月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は府能バイパスを神山方面に向かっていただいたら、田中のでんだいの中に仁井田の污水处理場の建物があってその隣になります。■■■さんについては、自分の畑のたぐいは、菜園につかっている分を除いては全部貸し出している状態です。耕作者の■■■さんについては、2年前くらいに新規就農されてその前は料理人をされていた方です。経験が今まで無いということですが、今は自宅のまわりにご自身のおばあさんの土地があってそちらでシシトウ、オクラなどをつくっています。借りているこちらの土地に関しましては、現在かぼちゃが1列だけ植わっている状態です。確認しましたところ、本人曰く冬に菜の花をしたいので夏場はおいているとのことで、草の管理についてはちゃんとやっていますとのことでした。再設定につきましては、新規就農の補助金も貰っていないので出来る範囲でやっつけようかということとで1年契約となっているようです。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

4番 この方は今もお料理をやってらっしゃる方ではないのですか。

9番 現在は料理人はされておらず、八万の方で料理店をされていたのをやめられて、2年前くらいから農業をされているということですが。

14番 菜の花などもだんだん上手になってきて、熱心にされている方なのでいいのではないのでしょうか。

議長 それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号7の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■さんです。土地の所在地については、■■■177番29、現況 畑、159㎡で、利用目的は花木です。始期は平成30年6月1日から終期は平成35年5月31日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5番 場所は■■■ですが、根郷の橋を越えて丸田の方へ行く道で、根郷の橋を越えたところが■■■と言う地名となっております。その丸田の方へ行く道、丸田中央線ですが、それを丸田の方へずっと上へ行くと御間都彦神社があってそれを越えて頂上のあたりにこの177番29というのがあります。この

■さんです。土地の所在地については、■ 116番1、現況 田、564㎡、■ 116番3、現況 田、158㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり借賃20,776円であり、2筆で15,000円になります。始期は平成30年6月1日から終期は平成33年5月31日の3年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、整理番号9申請地につきましては、■さんと利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成30年5月8日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9 番 場所につきましては、府能バイパスから仁井田地区に下りる道がありまして、それを川を渡らずに山側の方へ道なりに東府能常会の方へ上がって行く途中の道を挟んで両サイドにあります。■さんは、前はおかあさんが農協の婦人部にいられていましたが今はもう来られて無くて、家のまわりにあるすだちの方は少し手を加えられているようですが水稲についてはやっていないということで、今回■さんの方で借り上げて作るということになったそうです。■さんはほかにも府能の田んぼを借りて棚田米つくられているので問題はないかと思われま。

議 長 ただいま説明がありました。いかがでしょうか
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号9は原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第10号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見について」を、議案に供します。
事務局より、議案第10号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。佐那河内村長より農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の変更の意見を求められています。農用地区域からの除外の案件が1件となっています。

整理番号1の土地所有者の住所、氏名は、■さんです。除外する字、地番は、■ 14番2、現況 畑、3.69㎡、■ 14番6、現況 畑、355㎡、■ 16番1、現況 畑、37㎡、■ 17番、現況 畑、112㎡、■ 18番1、現況 畑、77㎡、除外理由は除外後転用し、■として■のトラック駐車場として利用するためとのことです。なお、転用者の住所、氏名は■さんです。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2 番 場所につきましては中央運動公園へ入る入り口のところです。旧道と新し

いと言いますか、中央運動公園に入る道とのちょうどの三角地のようになっているところですか。先程事務局からの説明にもありましたとおり、この場所につきましては転用後[]にしたいとのこと。今[]さんにつきましては、この場所の少し上、[]と書いてある家がありますが、そこから右斜めに入った昔の旧道沿いに結構広い旧の[]さんの土地を現在駐車場として利用されているのですが、その進入路のところ、もう少し上にあがったところからトラックを入れるのですが、ちょうど坂になっておりまして、トラックを入れる際に片一方の車輪が浮いてしまって、かいてかいてで常にアスファルトが痛んでしまって非常に使いづらいとのこと、[]さんがどこか近くにいい場所はないかということでこの場所を除外してということになったのだと思います。個人的な意見ですが、この場所はあまり広さがそんなにはないように思うので、5畝くらいかなと思うので、大きな車はあそこに入るのにどこを進入路にして入るのが気になります。今の農面道路から直接は段差があって入れないと思うので。

そうすると農村公園に入る進入路の道をほぼほぼ塞ぐような形でバックして駐車するようになるのかなと。私が言うべきことではないのかもしれませんが、土日は子どももよく利用する道になりますので、しょっちゅうふさがれるわけではないのですが、転用の時に計画申請でくわしくどのような駐車場でどのような進入路か等てくると思うので、注意されていた方がいいのかなと思います。

- 議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議 長 []さんが土地を持っているんですね
- 2 番 そうです。今はゆずが植わっていて、その隣の少し空いている所には[]さんが柿を植えていて一緒に刈ったりしていると思うのですが。
- 議 長 []さんが[]ですか。
- 2 番 そうです。今年の秋くらいには、転用が完了したらすぐにでも駐車場にしたいと[]は言っていました。
- 1 4 番 優良農地ではないですよここは。
- 議 長 耕作はしやすいところではありますけれど、道が出来てからの話ですが。道路を作る時に向こう側の[]さんの畑はだいぶ潰れていますね。
- 1 3 番 すだちやみかんするには作りやすいかもしれませんが、今は[]さんという方が管理しているのですかね。
- 2 番 そうですね。
- 議 長 本人が管理されているわけではないのですか。
- 2 番 お父さんの[]さんが亡くなって息子の[]くんがしていますが、しいたけが本業なのであまりみかんやすだちはやってないですね。
- 議 長 そうですか。熱心にされている方なら、つくりやすいかなとも思ったのですが。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 先ほどの案件で報告しましたが、農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知について1件、申請者の合意による解約の通知が2件ございましたのでご報告します。

1件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED] 116番1、現況 田、564㎡、[REDACTED] 116番3、現況 田、158㎡ につきましては、賃貸人の [REDACTED] さんと [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんの3名と、賃借人の [REDACTED] さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年5月8日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

2件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED] 19番1、現況 田、1,102㎡ につきましては、賃貸人の [REDACTED] さんと、賃借人の [REDACTED] さんとの間で、利用権による使用貸借権の契約をしておりましたが、平成30年5月14日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

3件目につきましては、土地の所在地は、[REDACTED] 86番1、現況 畑、415㎡、[REDACTED] 86番1、現況 田、1,085㎡、[REDACTED] 86番2、現況 畑、335㎡ につきましては、賃貸人の [REDACTED] さんと、賃借人の [REDACTED] さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年5月8日付けで合意解約が成立し、平成30年5月16日付けで農業委員会に通知がありました。

3件とも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年5月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄

佐那河内村農業委員会委員 日下 正人